共栄火災海上保険株式会社

新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」の取扱いの一部見直しのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。弊社業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、信州子育て応援総合補償制度「H・S・Bプラン」の補償(医療補償(Hプラン)、特定感染症補償(H・S・Bプラン))につきまして、令和4年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症陽性者の「みなし入院」の取扱いの一部を次のとおり見直させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

直前でのご案内となり誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「みなし入院」の取扱いの一部見直しの背景

(1) 行政の動向

- ●新型コロナウイルス感染症は令和2年3月にWHOがパンデミック宣言を行って以降、依然として終息が見えず、医療機関や保健所等に大きな負担がかかる状況が続いてきました。この状況を踏まえ、医師の診察を受けることなく自主検査のみで自宅療養を開始可能とするなどの事務の簡素化に向けた対策が講じられてきました。
- ●令和4年9月2日からは、医療機関や保健所等のさらなる負担軽減を図ることを目的として、都道府県知事の判断で、新型コロナウイルス感染症の発生の届出を重症化リスクの高い方に限定(重点化)することが可能となりました。(全数把握の見直し)
- ●さらに、政府は、この「全数把握の見直し」を、令和4年9月26日から全国一律で実施することを 公表しました。

(2) 弊社の対応

- ●弊社では、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により病床数がひっ迫している状況を鑑み、令和2年4月9日より、新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅や宿泊施設等において医師等の管理下で療養を行った場合については、約款上の「入院」の定義に該当しないものの「入院」と同等とする「みなし入院」の取扱いを実施してきました。
- ●今般、政府の「全数把握の見直し」を受けて、金融庁から生損保各社に対し「みなし入院」の対象者について見直しの検討要請がありました。要請に基づき検討した結果、昨今では新型コロナウイルス感染症の罹患者のうち重症者の割合はこれまでと比較して低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっていることを踏まえ、弊社でも取扱いを見直すこととしました。

2. 「みなし入院」の対象者の見直し

「みなし入院」については、これまで新型コロナウイルス感染症陽性者に一律適用していましたが、改定後は、**次の①から④までのいずれかに該当する「重症化リスク者」に限定して適用**することといたします。

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬(令和4年厚生労働省告示第255号)の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠中の方

<「みなし入院」の取扱いの一部見直し内容>

現在		
	自宅等	病院等
	で療養	に入院
重症化リスク者		
重症化リスク者以外		

変更後			
	自宅等	病院等	
	で療養	に入院	
重症化リスク者		\bigcirc	
重症化リスク者以外	×	\bigcirc	

(注) 新型コロナウイルス感染症をとりまく状況等を踏まえて、今後さらに変更することがあります。

3. 実施日

令和4年9月26日以降にPCR検査等により、新型コロナウイルス感染症陽性と診断された加入者 (H・S・Bプラン)について、上記2. の「みなし入院」の取扱いの一部見直しを実施いたします。

< 共栄火災ホームページ>

新型コロナウイルス感染症による「入院の特別な取扱い」の見直しについて https://www.kyoeikasai.co.jp/info/info20220909.pdf

以上